

市川レポート (No.357)

米優先事項はオバマケア撤廃で税制改革はその次

- トランプ米大統領もライアン米下院議長もオバマケア撤廃は税制改革より優先事項との位置づけ。
- オバマケア撤廃と代替案の上院通過は財政調整法が用いられる見通しも、代替案の内容は不明。
- オバマケア関連の審議難航なら経済対策にも影響、市場は米景気浮揚時期の遅延を織り込む。

トランプ米大統領もライアン米下院議長もオバマケア撤廃は税制改革より優先事項との位置づけ

トランプ米大統領は就任初日の1月20日、医療保険制度改革法（オバマケア）の見直しに向けた大統領令に署名しました。大統領令ではオバマケアの迅速な廃止が行政方針と明記されましたが、廃止にあたっては代替案の立法化が必要となります。そのため大統領令には、代替案が完成するまでオバマケアによる財政負担を最小限に抑えるよう各省庁への指示が盛り込まれました。

なお米共和党のライアン下院議長は2月16日の記者会見で、2月20日から24日までの議会休会明けに、オバマケアの廃止と代替案への置き換えに関する法案を提出すると述べました。一方、トランプ米大統領は3月上旬か中旬に医療制度改革案を提出するとしており、両者の主張に幾分相違がみられます。しかしながら両者ともオバマケアの撤廃は税制改革より優先事項としている点は共通しています。

【図表1：一般的な米予算審議の流れ】

日程		内容
2月	第1月曜日	米大統領、予算教書を議会に提出
3月	中旬	上下両院の各委員会、見解と見積もりをそれぞれの予算委員会に提出（予算教書受領後、6週間以内）
4月	1日	上院予算委員会、予算決議案を上院本会議に報告
	15日	議会、上下両院の合同予算決議案を可決
5月	15日	下院歳出委員会、歳出予算法案の審議を開始
6月	10日	下院歳出委員会、全ての歳出予算法案の報告を終了
	15日	議会、予算決議の求める財政調整法を可決
	30日	下院、全ての歳出予算法案を可決
10月	1日	新年度会計が開始

(出所) 米下院予算委員会の資料を基に三井住友アセットマネジメント作成

オバマケア撤廃と代替案の上院通過は財政調整法が用いられる見通しも、代替案の内容は不明

上院ではフィリバスターという議事進行妨害が制度上認められているため、民主党はこれによってオバマケアの廃止と代替法案の上院通過を阻止することができます。現在、上院100議席の内訳は、共和党が52議席、民主党が48議席となっています。フィリバスターの回避には60名以上の議員の同意が必要ですので、民主党がフィリバスターを行った場合、共和党はそれを止めることができません。

ただ「財政調整法」という措置を使えば、51議席の過半数で法案を通過させることができます。そのため共和党は、この手法を用いてオバマケアの廃止と代替法案を2017年度予算で成立させるとみられます。なお代替案については、共和党内での意見調整やトランプ米大統領との間での意見調整が終了しているのかは定かではなく、内容についても現時点で明らかになっていません。

オバマケア関連の審議難航なら経済対策にも影響、市場は米景気浮揚時期の遅延を織り込もう

米共和党のライアン下院議長は2月2日、税制改革はオバマケアの廃止と代替案への置き換えを終えた後、春の予算を通過させてから夏にかけて着手するとし、インフラ投資計画も春の予算で明らかになると述べました（図表1）。そのためトランプ米大統領と米議会が、オバマケアの廃止と代替案への置き換えに予想以上の時間を要した場合、税制改革とインフラ投資計画への着手は遅れてしまうことになります。

市場は2月28日の米上下両院合同本会議におけるトランプ米大統領の演説に注目しており、米景気支援型の内容を期待しているとみられますが、徐々に米議会の動向も意識し始めると考えられます。オバマケア関連の審議が難航し、税制改革などの経済対策が遅れるとの見通しが強まれば、市場は米景気浮揚時期の遅延を織り込み始める恐れもあり、注意が必要です。

- 当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、投資勧誘を目的として作成されたもの又は金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 本資料の内容に関する一切の権利は当社にあります。本資料を投資の目的に使用したり、承認なく複製又は第三者への開示等を行うことを厳に禁じます。
- この資料の内容は、当社が行う投資信託および投資顧問契約における運用指図、投資判断とは異なることがありますので、ご了解下さい。

三井住友アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号
加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会